

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○肥料の登録

(みやぎ米推進課)

一

○肥料の登録有効期間の更新

(同)

二

○肥料の登録事項の変更

(同)

二

○特殊肥料の検査結果の公表

(同)

二

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

三

○保安林の指定施業要件の変更

(同)

四

○土地取用法に基づく事業の認定

(用地課)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(新産業振興課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(防災砂防課)

八

正 誤

○宮城県公報号外第八号(平成三十一年三月二十二日付け)中

一〇

○宮城県公報号外第十七号(平成三十一年三月二十九日付け)中

一〇

告 示

○宮城県告示第六百四十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
平成三十一年 三月十五日	第六二二号	消石灰	70 消石灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量		又 は 名 称	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六	平成三十七年 三月十四日
令和元年 六月十九日	第六二二号	塩化加里	粒状塩化加里5 7号			五七・〇		福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通三 丁目二六番地	令和七年 六月十八日

(注) 水溶性加里の値を示す。

○宮城県告示第六百四十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和元年 五月二十四日	第五二四号	乾燥菌体肥料	F S M P l l l	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	又 は 名 称	兵庫県尼崎市昭和南通三 丁目二六番地	令和四年 七月十日
				一一・〇	一・〇			福栄肥料株式会社		

○宮城県告示第六百四十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所		変更の内容		変更年月日
第五二四号	乾燥菌体肥料	F S M P l l l	福栄肥料株式会社 兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地		変更前	溝口 勝弘	平成二十九年 六月三十日
第六〇〇号	副産石灰肥料	東北かきがら副 産石灰	吉澤石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町七番一〇号		変更後	溝口 達也	平成三十一年 三月一日
第六〇〇号	副産石灰肥料	東北かきがら副 産石灰	吉澤石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町七番一〇号		変更前	東京都中央区日本橋小舟町三番二 号	平成三十一年 三月一日
第六〇〇号	副産石灰肥料	東北かきがら副 産石灰	吉澤石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町七番一〇号		変更後	松原維一郎	平成三十一年 四月一日

○宮城県告示第六百五十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和元年七月二十六日

平成三十年十一月～平成三十一年二月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果							備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)	その他 の検査
堆肥	伊達物産株式会社	ダテユキ	二・一六	二・六七	二・九六		五五一		一一・〇	三六・一		立入年月日 平成三十年 十一月十三日
堆肥	伊達物産株式会社	ながいきニューパワー	三・一九	六・三六	二・九一	二五四	二五四九		一〇・三	一一・八		立入年月日 平成三十年 十一月十三日
堆肥	有限会社シーエフ東日本	とんとんゆうき	四・五六	七・二七	〇・七八	五一七	二二六七		七・一	一六・六		立入年月日 平成三十一年 二月十五日
堆肥	有限会社日向養豚	パワーコンボ	三・五五	四・二七	一・九二	三九〇	八四九		七・四	三三・九		立入年月日 平成三十一年 二月十九日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、TCu：銅全量、TZn：亜鉛全量、TCaO：石灰全量、C/N：炭素窒素比、水分：水分含有量

二 分析値は、TCu、TZn及びTCaOについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

加美郡加美町北川内字岩下屋敷一の一、一の二、二の二、三の二、六の三、四の二・六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩下屋敷一の一・三の二・四の二・六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

○宮城県告示第六百五十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十三号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 石巻市

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門

脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

三 起業地

1 取用の部分 宮城県石巻市門脇字元明神、門脇字元捨喰、門脇字捨喰及び門脇字浦屋敷、同市大街道東三丁目及び大街道東二丁目地内

2 使用の部分 宮城県石巻市門脇字元捨喰及び門脇字捨喰地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市大街道東二丁目地内までの延長三・五八キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道元明神大街道東二丁目線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

2 第二号要件 市道元明神大街道東二丁目線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定に基づき石巻市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により石巻市が道路管理者であることから、起業者である石巻市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、宮城県石巻市門脇字元明神地内を起点とし、同市大街道東二丁目地内を終点とする延長三・五八キロメートルの路線である。

本路線が通過する宮城県石巻市本庁地区は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は津波等の災害時に避難路を相互に連絡する役割等を担う路線であるが、本件区間に対応する市道元明神元捨喰線、市道中浦中屋敷線、市道中浦橋釜北橋線、市道三ツ股築山境線、市道築山・大街道南境線、市道大街道南二丁目八号線、市道大街道東三丁目十四号線、市道大街道東二丁目一号线及び市道双葉町大街道東二丁目境線（以下これらを「現

道」という。）は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）に定める車線幅員等を満たさない区間が存在するとともに、歩道が設置されていない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の円滑な避難に支障を来す状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成三十年一月から同年十一月にかけて、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

(二) したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
本件事業の施行により失われる利益について

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物に絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているトモンハナバチが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

(三) したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
事業計画の合理性について

「市道元明神大街道東二丁目線新設工事」（以下「本件事業」という。）は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的として、道路構造令による第四種第三級の規格に基づく二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本件事業の事業計画は、平成二十五年一月二十五日に都市計画決定された都市計画と、交差点形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されたとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていないことから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石巻市役所(建設部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約百六十九万二千二百八十四キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札への参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和元年八月二十日(火)午後五時までに三の4に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならぬ。

10 入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和元年八月八日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

(担当) 吉田 大輔 電話〇二二二二二一三三三五

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和元年八月六日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和元年八月五日(月)午後五時までに2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年八月二十日(火)から令和元年八月二十日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年八月二十日(火)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年八月三十日(金)午前九時から令和元年九月三日(火)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年九月三日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年九月四日(水)午前十時 宮城県行政庁舎十四階経済商工観光部会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三4における審査により資

格を有しないとされた者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする ことの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service Required : Electrical power for Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government - 1,692,284 kWh/year
- 2 Period of Contract : From October 1, 2019 to September 30, 2022
- 3 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : September 4, 2019 (Wed), 10:00 a.m., Commerce, Industry and Tourism Department Meeting Room, 14th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 4 Deadline for Bid Submission (by mail) : September 3, 2019 (Tue), 5:00 p.m.
- 5 Contact Information : Daisuke Yoshida, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-2722

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 砂防総合情報システム更改業務委託 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和二年三月二十七日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 平成二十一年度以降に国、都道府県又は政令指定都市及び特殊法人が発注した、情報システムの開発又は改修に係る業務契約を元請けとして締結し、履行した実績を有すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札の参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三三）へ令和元年八月二日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつて

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部防災砂防課調整班（担当 櫻井 知則 電話〇二二二二二一三三二一）

3 入札説明書の交付期限

令和元年八月十九日（月）

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 令和元年九月十日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、(一)の日時まで配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年九月十一日（水）午前九時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎九階 第九〇四会議室内

なお、提出された書類は、返却しない。

五 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮

城県規則第四十五号) 第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

正 誤

○宮城県公報号外第八号(平成三十一年三月二十二日付け) 中

ページ

段 行

正

第六条の

誤

○宮城県公報号外第一七号(平成三十一年三月二十九日付け) 中

ページ

七

第五条を削り、第六条の

第六条の

誤

ページ

正

正

誤

一〇

減少する事業税額のうち仮装経理に基づき過大申告の更正に伴う繰越控除税額

減少する事業税額のうち仮装経理に基づき過大申告の更正に伴う繰越控除税額

Summary

1 Nature of Service(s) to be Procured : Commissioned Work for Sediment Control Information System Renewal

2 Implementation Period : From day after contract settlement to March 27, 2020

3 Place of Submission and Deadline for Bid : September 10, 2019, 5 : 00 p.m. Disaster Prevention and Sediment Control Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

4 Place and Time for Bid Selection : September 11, 2019, 9 : 00 a.m. Meeting Room 904, 9th floor of the Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

5 Contact Information : Tomonori Sakurai, Disaster Prevention and Sediment Control Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3181 Fax : 022-211-3193 E-mail : bousta-tf@pref.miyagi.lg.jp

誤